拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 34号
発行日　平成27年11月15日
発行者　会　　長　大石　雅也
編集者　広報部長　近藤　正邦
事務局　03-3900-5616　F) 03-3900-3714
東京都北区赤羽西4-23-3
税理士法人サクセスブレーン 赤羽支店
遠藤　潔

時代を拓く税理士の会　第11回定期総会 開催

平成27年９月26日（土）東京税理士会館２階会議室において平成26年度第11回定期総会が開催された。開会に先立ち、平成26年度中にお亡くなりになられた会員に対し黙祷を捧げた。

■会長挨拶

野間口嘉平副会長（世田谷）の開会の辞に続き、大石雅也会長（葛飾）より挨拶があった。

まずは、東京税理士会役員選挙において桜友会はじめ関連団体に多大な協力を賜り、会長・副会長全員が無投票当選となったことに感謝し、平成27年７月22日、日本税理士会連合会会長選考会において神津東京会会長が見事選任され、歴代会長の強い想いが結実した旨報告がなされた。

続いて今後は、日本税理士会連合会会長を生み出すのにふさわしい会となるべく規約の改正を、吉川裕一副会長（杉並）を座長として、第一ブロックから第八ブロックまで各２名のメンバーを集めて協議を行い、会則改正案を作成したので今回の定期総会で審議いただきたい旨発言があった。

最後に、本年度は役員改選の年でもあり、１号から６号議案までご審議いただきたく本日の総会に臨んだとの言葉で締めくくった。

■議長選出

次に、議案の審議にあたり、司会より議長には、佐藤郁夫副会長（日野）、副議長には浅井和夫部長（目黒）が指名された。議長より就任の挨拶があり、議事進行に関する説明がされ、議事録署名人には正副議長のほか中原昌裕会員（四谷）を指名して審議に入った。

■第１号議案　平成26年度事業報告承認の件

豊田直史総務部長（東村山）より趣旨説明が次の通りなされた。

平成26年度の活動は、第10回定期総会において新会長選任が行われたことを受け、大石雅也新会長のもと、新たな会務運営が行われた。例年同様本会会則に則り、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するため、円滑な会議の運営を図り、各種研修会の開催、会報の発行、更には会員相互の親睦を深める交流等、多岐にわたって行った。特に、平成26年度重点施策にある組織活性化のための推薦候補者選任方法等の検討のための会則等検討小委員会を立ち上げ協議を重ねた。また、平成26年度東京税理士会役員選挙のための本格的な活動を行い会長ならびに５名の副会長推薦候補者を決定し、東京税理

士会役員選挙に臨み、結果的に拓く会推薦候補以外から立候補者がなかったため、推薦候補者全員の当選を果たした。

このほか各部会活動等について報告があった。

■第２号議案　平成26年度決算承認の件

町田和久財務部長(江戸川南)より平成26年度財務諸表について詳細にわたる報告説明があった。

引き続いて監事を代表し本田誠監事(本郷)より監事３名が監査した結果、正確で妥当に処理されていることを認めるとの報告があった。

■第３号議案　会則改正の件

豊田直史総務部長より主旨説明がおこなわれ、吉川裕一副会長より会則等検討小委員会の設置、協議日程、協議内容について詳細なる説明がなされ、取りまとめられた改正会則案が上程された。(新旧対照表参照)

【主な質疑】

・**星雅典会員**(武蔵野)　改正会則で「第九条の二」とし「第十条」と繰り下げなかった理由は？

→支援対策会議は、役員会の一環にあるという認識で提案している。

・**白井敏博会員**(芝)　提案会則上「税理士会」「東京税理士会」との表記があるが統一すべきでは？

→現在、東京税理士会の会長が日本税理士会連合会の会長となっており、拓く会のになう事業についても東京税理士会に限定しないという議論があり「税理士会」と表記している。

ただし、第十条(支援対策会議)については東京税理士会の役員選挙支援をさしているため、「東京税理士会」とした。

■第４号議案　平成27年度事業計画承認の件

豊田直史総務部長より平成27年度事業計画に関し、次の基本方針の他、重点施策・各部事業計画についての趣旨説明があった。

(基本方針)

拓く会は、税理士法第１条の使命条項に鑑み、納税者・国民の期待に応え得る健全な税理士会の運営及び執行体制を確立するため、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって拡く会員の総意を体現し時流に沿った税理士業界の実現を図る。

■第５号議案　平成27年度収支予算承認の件

町田和久財務部長より平成27年度予算について、同年度事業計画に基づく同年度収支予算書に関する趣旨説明があった。

■第６号議案　役員選任の件

田中保役員推薦委員長(江東東)より、拓く会会則の役員選任規定について説明があり新役員案が提示された。

会長　大石雅也会員はじめ、副会長８名、常任幹事12名、監事３名の推薦があった。

以上全ての議案は賛成挙手多数をもって承認可決された。

榎本 滋副会長(神田)の閉会の辞をもって定期総会は終了した。

■来　賓

来賓は次のとおりであり、代表して東京税理士会神津信一会長(四谷)ならびに税理士桜友会吉本春雄副会長(新宿)より挨拶を頂戴した。

(順不動敬称略)

東京税理士会会長	神津信一
東京税理士会副会長	西村　新
同	中村一三
同	菅納敏恭
同	名倉明彦
同	脇坂雄一
東京税理士政治連盟会長	渡邉文雄
東京税理士会データ通信協同組合理事長	柴崎　博
一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会理事長	伊藤佳江
東京税理士厚生年金基金理事長	岡田光一郎
税理士桜友会副会長	吉本春雄
税理士桜友会総務部長	原　一夫
全国女性税理士連盟東日本支部支部長	奥田よし子
税務会計監査事務所健康保険組合理事長	尾内正道

(懇親会よりご出席)

拓く会研修会

森下清隆（小石川支部）

平成27年９月26日土曜日、午後1時30分から３時20分まで、第11回定期総会に先立ち業務対策部主催の研修会を開催した。

「誤りやすい消費税の実務」というテーマで、本会調査研究部委員・会員相談室相談委員の熊王征秀会員（武蔵野）を講師にお招きしご登壇いただいた。「海外での広告宣伝は内容により区分する！」、「駐車場の使用料や店舗兼用住宅の家賃はどうなる？」など、私たちが日常の業務を行うにあたり遭遇する機会の多い重要な14のテーマについてご解説いただいた。

消費税は税率が上がるにつれ、判断を誤るとその損害もこれまでと比べて多大になるため、実務に即した誤りやすい事例を多く採りあげた今回の研修は、拓く会会員だけでなく一般会員からも多数参加をいただき、会員の関心の多さがうかがえる研修であった。

会場は熱心に聴講する会員の熱気につつまれながらも、熊王講師のユーモアを交えた分かりやすい講義内容に、時に笑いも起こる和やかな雰囲気で研修は進み、盛会のうちに修了した。

～新常任役員紹介～

役職	担当	氏名	（支部）
会長		大石雅也	（葛飾）
副会長	（渉外部）	榎本滋	（神田）
副会長	（支部長・理事部会）	待田京子	（品川）
副会長	（組織部）	吉川裕一	（杉並）
副会長	（企画研修部）	鈴木誠	（上野）
副会長	（総務・広報部）	野間口嘉平	（世田谷）
副会長	（政策部）	近藤忠憲	（豊島）
副会長	（財務部･女性参画担当）	佐藤道江	（江東東）
副会長	（厚生部）	豊田直史	（東村山）
常任幹事	総務部長	遠藤潔	（王子）
常任幹事	給務部副部長	鳴島和昭	（江戸川南）
常任幹事	繕務部副部長	小松原昭芳	（葛飾）
常任幹事	政策部長	浅井和夫	（目黒）
常任幹事	政策部副部長	細田俊男	（豊島）
常任幹事	組織部長	増田恵一	（豊島）
常任幹事	組織部副部長	大澤泰一	（荒川）
常任幹事	財務部長	町田和久	（江戸川南）
常任幹事	財務部副部長	鈴木博史	（江戸川北）
常任幹事	企画研修部長	奥澤誠	（浅草）
常任幹事	企画研修部副部長	菅沼俊広	（中野）
常任幹事	企画研修部副部長	佐藤明弘	（上野）
常任幹事	企画研修部副部長	髙橋邦夫	（浅草）
常任幹事	渉外部長	加藤雅人	（蒲田）
常任幹事	渉外部副部長	山口久男	（上野）
常任幹事	広報部長	近藤正邦	（麹町）
常任幹事	広報部副部長	成田忠幸	（杉並）
常任幹事	厚生部長	南耕一	（杉並）
常任幹事	厚生部副部長	本橋喜久雄	（荻窪）
常任幹事	支部長理事部会長	矢ノ目忠	（江東西）
常任幹事	支部長理事部会副部会長	渡邊潔	（向島）
常任幹事	女性参画担当部長	石井啓子	（豊島）
常任幹事	女性参画担当副部長	水野よ志の	（世田谷）
常任幹事	日税連部会長	加藤眞司	（青梅）
常任幹事	日説連部会副部会長	新居之昌	（麻布）
常任幹事	役員推薦委員長	田中保	（江東東）
監事		本田誠	（本郷）
監事		安田勝治	（板橋）
監事		山本恵子	（本所）

日税連活動報告

「消費税法改正の方向性について」

日本税理士会連合会
専務理事　瀬　上　富　雄

従来、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）は、消費税の複数税率について低所得者対策としては極めて効率の悪い制度であるとし「単一税率を維持すること」を要望してきた。

９月中旬に日本型軽減税率制度が財務省より公表され、財務省案は個人番号カードを利用することなど検討すべき点もあるものの、単一税率を維持されており、対象品目は飲食料品(酒を除く）と線引きが明確であり、全事業者を対象とせず、小売事業者に限定するため範囲も小さく、影響を最少限にしているなど中小企業者に配慮した、複数税率に比べてはるかに優れた制度であるとして賛成を表明していた。

しかし、安倍総理は世論に配慮し「消費税が10％になる時点で何らかの形の軽減税率を導入する方向で検討すること」を指示した。これを受けて麻生財務大臣は、「商工業者に無用の負担がかからないよう現実的な解決策を検討する」よう制度設計を要請した。また菅官房長官も「中小企業者に配慮しながら進めていく」ことを表明している。

与党税調では、複数税率導入に向け、具体的に対象品目の線引きとその財源、そして中小企業者への負担軽減が議論されている。そもそも消費税率の引上げは少子化・高齢化の進展に伴う社会保障費の増加に対応する安定的な財源を確保し、次世代への負担軽減を約束したものであり、その趣旨に沿った税制改正が望まれる。

12月中旬以降、与党税調が税制改正大綱を公表するようであるが、日税連の税制建議に当たっては、現在検討中の消費税をはじめとする税制等について、①公平な税負担、②理解と納得のできる税制、③必要最小限の事務負担、④時代に適合した税制、⑤透明な税務行政の５つの視点を基本に強く主張し、特に消費税制については引き続き単一税率の維持を強く要望していく。

忘年会のおしらせ

会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より「時代を拓く税理士の会」の活動に格別のご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本年も忘年会のご案内の時期となりました。年末を控えご多忙中のところ誠に恐縮に存知ますが、万障お繰り合わせの上ご出席ください。

日時：平成27年12月10日（木）　午後６時～
場所：東京税理士会館地下101～103会議室
　　〒151-8568　東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
　　代表電話番号　03-3356-4461
会費：5,000円

会員募集のおしらせ

『時代を拓く会税理士の会』では、新たな会員を募集しています。　※ご紹介もおねがいします！

- 年会費は3,000円です。
- 郵便振替口座
  口座番号　00130-0-648373
  口座名義　時代を拓く税理士の会

※お申し込みの際は、振込時の振込名義へご自身の税理士登録番号を必ずご記入ください。

時代を拓く税理士の会ホームページ
http://hirakukai.jimdo.com/

第３号議案　会則改正の件

改正案	現行会則
会　　則 時代を拓く税理士の会 （名　称） 第１条　本会は､｢時代を拓く税理士の会｣（略称を「拓く会」とする。）と称する。 （目　的） 第２条　本会は、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するために、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって広く会員の総意を集約する新しい時代にふさわしい税理士業界の実現を図ることを目的とする。 （事　業） 第３条　本会は、前条に定める目的を達成するため、税理士会の役員候補の選考、推薦及び選挙支援に必要な施策を実施するとともに、人材の育成、研修会の開催、情報の収集提供、会員相互の交流、親睦又は意見の交換に関する日常活動を行う。 （事務局） 第４条　本会は、東京都内に事務局を設置する。 （会　員） 第５条　本会は、本会の目的に賛同する税理士をもって構成し、維持会費を負担する会員をもって組織する。 （組　織） 第６条　本会は、東京税理士会が定める支部を単位とする組織及び東京税理士会会則別表に掲げる支部の集合体で構成する地区の組織（ブロック）を有する統一した組織とする。 ２　本会は、第３条に定める事業の執行を分掌する部会のほか、税理士会の役員又は支部長その他の職能を基準に構成する部会を設けることができる。 （役　員） 第７条　本会に次の役員をおく。 （１）会　　長　　１　　名 （２）副 会 長　　10名以内 （３）常任幹事　　26名以内 （４）幹　　事　　48名 （５）監　　事　　２名又は３名 ２　役員の任期は２年とし、会員総会で選任する。 ３　役員の選任及び業務の執行に関する事項は、この会則に定めるもののほか、必要に応じて会員総会で定める。 ４　前各項に定めるもののほか、本会事業の充実強化を図るために参事をおくものとし、本会又は税理士会の役員等の経験者のうちから、常任役員会の議を経て選任する。 （会員総会） 第８条　会員総会は、維持会費を負担する会員をもって構成する。 ２　定時会員総会は、毎年９月に会長が招集し、臨時会員総会は、役員総会が必要と認めたとき又は４分の１以上の会員から要求があったとき開催する。 ３　会員総会の議事は、出席した構成員の過半数により決する。 （役員会） 第９条　役員総会は、第７条第１項第１号から第４号に掲げる役員及び第４項に定める参事をもって組織し、本会の基本的な執行機関とする。 ２　常任役員会は、第７条第１項第１号から第３号に掲げる役員をもって組織し、役員総会において委任された本会の日常業務に関する執行機関とする。 ３　幹事会は、第７条第１項第１号から４号に掲げる役員をもって組織し、本会と、各支部を単位とする組織との連絡協議機関とする。	会　　則 時代を拓く税理士の会 （名　称） 第１条　本会は､｢時代を拓く税理士の会｣（略称を「拓く会」とする。）と称する。 （目　的） 第２条　本会は、健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立するために、誠実かつ適切な人材を擁立支援し、もって広く会員の総意を集約する新しい時代にふさわしい税理士業界の実現を図ることを目的とする。 （事　業） 第３条　本会は、前条に定める目的を達成するため、税理士会の役員候補の推薦及び選挙支援に必要な施策を実施するとともに、研修会の開催、情報の収集提供、会員相互の交流、親睦又は意見の交換に関する日常活動を行う。 （事務局） 第４条　本会は、東京都内に事務局を設置する。 （会　員） 第５条　本会は、本会の目的に賛同する税理士をもって構成し、維持会費を負担する会員をもって組織する。 （組　織） 第６条　本会は、税理士会が定める支部を単位とする組織及び別表第１に掲げる支部の集合体で構成する地区の組織を有する統一した組織とする。 ２　本会は、第３条に定める事業の執行を分掌する部会のほか、税理士会の役員又は支部長その他の職能を基準に構成する部会を設けることができる。 （役　員） 第７条　本会に次の役員をおく。 （１）会　　長　　１　　名 （２）副 会 長　　10名以内 （３）常任幹事　　若　干　名 （４）幹　　事　　若　干　名 （５）監　　事　　２名又は３名 ２　役員の任期は２年とし、会員総会で選任する。 ３　役員の選任及び業務の執行に関する事項は、この会則に定めるもののほか、必要に応じて会員総会で定める。 ４　前各項に定めるもののほか、本会事業の充実強化を図るために参事若干名をおくものとし、本会又は税理士会の役員等の経験者のうちから、役員総会の議を経て選任する。 （会員総会） 第８条　会員総会は、維持会費を負担する会員をもって構成する。 ２　定時会員総会は、毎年９月に会長が招集し、臨時会員総会は、役員総会が必要と認めたとき又は４分の１以上の会員から要求があったとき開催する。 ３　会員総会の議事は、出席した構成員の過半数により決する。 （役員会） 第９条　役員総会は、第７条第１項第１号から第４号に掲げる役員及び第４項に定める参事をもって組織し、本会の基本的な執行機関とする。 ２　常任役員会は、第７条第１項第１号から第３号に掲げる役員及び第４項に定める参事をもって組織し、役員総会において委任された本会の日常業務に関する執行機関とする。 新設

改正案	現行会則
4　分掌機関会議は、常任幹事としての部会長及び部会に所属する幹事によって構成し、所掌する業務の執行に関する協議機関とする。	3　分掌機関会議は、常任幹事としての部会長及び部会に所属する幹事によって構成し、所掌する業務の執行に関する協議機関とする。
（選考会議） 第９条の２　第３条に定める税理士会の役員候補の選考に当たって選考会議を設置し、役員候補者の選考に関する選考基準、選考方法等を策定し、役員総会の議を経て決定する。 2　選考会議に議長を置く。議長は役員総会において選任する。議長は必要に応じて副議長を指名することができる。 3　選考会議は、前項に定める議長（及び副議長）のほか、第７条第１項に定める会長、副会長及び、常任幹事並びに参事のうちから議長が指名した者をもって構成する。 4　選考会議の運営、実施の要領については別途定める。	新設
（支援対策会議） 第10条　本会に支援対策会議を設置し、東京税理士会の役員候補者の選挙支援に必要な対策を構じるための組織的な活動を行う。 2　支援対策会議に議長を置く。議長は第９条の２に定める選考会議の議長がこれに当たる。議長は必要に応じて副議長を指名することができる。 3　支援対策会議は、前項に定める議長（及び副議長）のほか、第９条第１項に定める役員総会の構成員及び、第６条第１項に定める支部から推薦された委員をもって構成する。 4　会議の運営、活動対策の要領その他の必要事項は、支援対策会議で策定し、役員総会の議を経て決定する。	（支援対策会議） 第10条　本会に支援対策会議として、役員総会で選任する議長及び常任役員会の構成員のほか、第６条第２項に定める支部又は地区から推薦された委員で構成する合議体を設置し、税理士会の役員候補の推薦及びその選挙支援に必要な対策を講じ、組織的な活動に対処する。 2　会議の運営、活動対策の要領その他の必要事項は、役員総会で策定し、支援対策会議の議を経て決定する。
（顧問・相談役） 第11条　本会に顧問及び相談役をおき、本会の業務又は運営について意見を求めるものとする。 2　顧問及び相談役は、役員総会の議を経て委嘱する。	（顧問・相談役） 第11条　本会に顧問及び相談役をおき、本会の業務又は運営について意見を求めるものとする。 2　顧問及び相談役は、役員総会の議を経て委嘱する。
（会　計） 第12条　本会は、会費、負担金、分担金及び寄附金をもって運営する。 2　前項に定める会費は、維持会費及び賛助会費とし、維持会費は年額3,000円とする。 3　賛助会費、負担金及び分担金の取扱その他の必要事項は、役員総会で定める。	（会　計） 第12条　本会は、会費、負担金、分担金及び寄附金をもって運営する。 2　前項に定める会費は、維持会費及び賛助会費とし、維持会費は年額3,000円とする。 3　賛助会費、負担金及び分担金の取扱その他の必要事項は、役員総会で定める。
（事業年度） 第13条　本会の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月30日に終わる。	（事業年度） 第13条　本会の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月30日に終わる。
（会則の改廃） 第14条　この会則の改廃は、会員総会の議を経て行う。	（会則の改廃） 第14条　この会則の改廃は、総会の議を経て行う。
附　則 1．この会則は、本会の設立の日（平成16年９月22日）から施行する。 2．本会の設立当初の役員は、第７条第２項の規定にかかわらず、本会設立の日から第１回の定期総会の終結の時までとする。	附　則 1．この会則は、本会の設立の日（平成16年９月22日）から施行する。 2．本会の設立当初の役員は、第７条第２項の規定にかかわらず、本会設立の日から第１回の定期総会の終結の時までとする。
附　則 1．この会則の改定規定（第７条第１項）は、平成17年９月10日から施行する。	附　則 1．この会則の改定規定（第７条第１項）は、平成17年９月10日から施行する。
附　則 1．この会則の改定規定（第７条第４項、第９条第１項及び２項）は、平成18年９月26日から施行する。	附　則 1．この会則の改定規定（第７条第４項、第９条第１項及び２項）は、平成18年９月26日から施行する。
附　則 1．この会則の改定規定（第３条）は、平成20年９月27日から施行する。 1．この会則の改訂規約は、平成27年９月26日施行する。	附　則 1．この会則の改定規定（第３条）は、平成20年９月27日から施行する。

選考会議運営要領

（前文）

この運営要領は、会則第９条の２の規定に基づき設置する選考会議の運営に関し、必要な事項について定める。

選考会議運営要領

（目的）

第１条　この要領は、会則第９条の２の規定に基づき設置する選考会議の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（選考会議）

第２条　選考会議は、東京税理士会役員選挙にあたり、本会が推薦する立候補者を選考する基準及び方法等次の事項について協議、策定し、役員総会に図らなければならない。

1. 選考基準の作成
2. 推薦候補者数の決定
3. 立候補予定者又は立候補予定者を推薦しようとする者に対する推薦基準の策定
4. 立候補予定者及び他から推薦された立候補予定者の意思確認の方法
5. 立候補予定者数が推薦候補者数を超えた場合の選考方法の策定
6. 推薦候補者決定までのスケジュールの策定

（選考会議委員）

第３条　選考会議委員は会則第９条の２第３項に定める者とする。このうち、議長が指名する常任幹事及び参事については、常任役員会の承認を得なければならない。

２．選考会議委員数は議長（副議長がある場合は議長及び副議長）のほか 20 名以上 26 名以内（副議長がある場合は 19 名以上 25 名以内）とする。

３．委員長は議長がこれにあたり選考会議議長となる。

４．委員に欠員が生じた場合は議長が補充者を指名し、常任役員会の承認を得なければならない。ただし、常任役員会の議を経て補充をしないこともできる。

（委員の義務）

第４条　委員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た事項、情報を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後においても、また同様とする。

（議長の職務）

第５条　議長は、選考会議を代表し、その職務を総理する。

２．副議長がある場合、副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは議長を代行する。

3．副議長がない場合において、議長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代行する。

（議事の決定）

第６条　選考会議における議事の決定は、会議参加者の過半数以上の賛同をもって決定し、同数の場合においては、議長がこれを決定する。

（この要領の疑義の決定）

第７条　選考会議の運営等につき、この要領に定めのない事項又は定められた事項について疑義を生じたときは、常任役員会の定めるところによる。

（要領の変更）

第８条　この要領の変更については常任役員会の承認を経て行うものとする。

附則　（平成27年９月26日制定）